

## 1 支給対象者について

Q1-1	中小企業・小規模事業者の定義は。
A	エネルギー価格高騰緊急対策支援金における中小企業者の分類は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項、小規模事業者の分類は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項の規定を参考に定義しております。 なお、個人事業主についても同様です。
Q1-2	エネルギー価格高騰緊急対策支援金パンフレット裏面の業種分類表に記載してある中小企業者の要件は、「資本の額等」と「常時使用する従業員の数」の両方を満たす必要があるのか。
A	中小企業者の要件として業務分類ごとに記載している「資本金の額等」及び「常時使用する従業員の数」については、どちらかに該当する場合は中小企業者となります。 なお、個人事業主についても同様の要件で分類します。
Q1-3	主たる事業所とは。
A	法人の場合は、登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗。個人事業主の場合、本社と位置づけている事業所（店舗等）になります。
Q1-4	個人事業主の場合、申請者住所は何を記載すればよいか。
A	個人事業主の場合、代表者の居住地住所を記載してください。
Q1-5	個人事業主の場合、代表者の住民登録は岡山市であることが必要か。
A	個人事業主の場合、代表者の住民登録が岡山市外であっても、主たる事業所（店舗等）が市内に在れば支給対象となります。 ただし、エネルギー経費（支援対象経費）は、市内の事業所で使用したものに限りま すのでお気を付けください。
Q1-6	個人事業主で岡山市と他都市に飲食店を営んでおり、両店舗の規模や売上に差がない場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか。
A	個人事業主の場合、本社と位置付けている事業所（店舗等）が主たる事業所になります。したがって、当該事業所の所在地が岡山市内であれば本支援金の申請をすることができます。

Q1-7	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。
A	申請は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q1-8	支援金の申請後、申請金額に計上していない領収書が見つかった。再度、申請のやり直しをしたいが可能か。
A	支援金の再申請は、認めておりません。よって、申請を行う前に、必ずエネルギー経費の領収書等がすべて揃っていることをご確認の上、申請していただきますようお願いいたします。

Q1-9	複数の事業（業種）を営んでいる場合は、どうやって業種を分類するのか。
A	1つの事業所において複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業が該当する業種を選択してください。なお、主たる事業とは、売上高や利益の最も大きい事業を言います。

Q1-10	モノ（機械部品・食品等）を製造して販売している場合、どの業種になるのか。
A	以下の例を参考に業種を判断する。 例①：事業者が製造したモノを卸している場合 ⇒ 製造業 例②：店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合 ⇒ 製造業 例③：製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合 ⇒ 小売業

Q1-11	モノ（機械部品・食品等）を加工して販売している場合、どの業種になるのか。
A	販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業または小売業に分類されます。 ただし、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。 例①：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合 例②：魚をさしみや切り身にして卸す場合

Q1-12	いわゆる「みなし大企業」は対象となるか？
A	対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。 ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

Q1-13	令和2年度に実施された岡山市事業継続支援金では「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）」を行う事業者は支給対象ではなかったが、エネルギー価格高騰緊急対策支援金では支給対象となるのか。
A	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）」を行う事業者も支給対象としています。

Q1-14	当該支援金は、いわゆるフリーランスも対象になるのか。
A	いわゆるフリーランスとして活動されている方についても、主たる事業所（店舗等）が市内に在り、税務署に開業届を提出している個人事業主として事業を行っており、支給要件（令和4年1月～8月のうち任意の2か月間のエネルギー経費の合計額が25万円以上等の各種要件）を満たしていれば支給対象となります。

Q1-15	パンフレット裏面「支給対象とならない者」に任意団体 等とあるが、任意団体は全て対象外となるのか。
A	法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っており、税務申告を行っている任意団体については対象となり得ます。ただし、エネルギー経費に係る要件等をすべて満たすことが必要です。

Q1-16	常時使用する従業員の定義は。
A	<p>以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。</p> <p>(a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれません。）</p> <p>(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員</p> <p>(c) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員 * 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者</p> <p>(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等</p> <p>(d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)</p> <p>(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※1 「通常の従業員」について 本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。</p> <p>例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。</p> <p>「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。</p>

## 2 エネルギー経費について

Q2-1	エネルギー経費（支援対象経費）は税込みで計算するのか。
A	エネルギー経費（支援対象経費）は税込みで計算してください。

Q2-2	主なエネルギー経費となっているが、ガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気以外には認められないのか？
A	車輛・機械等を動かすための燃料について、エネルギー経費として認めます。（例：バイオディーゼル燃料、自動車用水素燃料等）ただし、エンジンオイル、添加剤等については対象外です。例示以外の燃料に関しては、事前にコールセンターにお問合せください。

Q2-3	エネルギー経費の月の算定基準は、使用月で算定するのか、支払い月で算定するのか？ 具体的には、令和4年7月に使用した電気代を8月に支払った場合、何月分にあたるのか？
A	すべてのエネルギー経費について、発生主義や現金主義等の統一的な会計基準に基づいて算定すれば、使用月での算定及び支払い月での算定のいずれも認めることとする。 【使用月での算定の例（発生主義）：7月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を、8月中に支払った場合、7月分として算定】 【支払い月での算定の例（現金主義）：7月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を、8月中に支払った場合、8月分として算定】 ※事業者の税務申告に基づき、各エネルギー経費を何月分の経費として計上しているのかご確認の上、申請してください。 ※前提として、エネルギー経費は、1月1日～8月31日に使用したものが対象となります。その期間に使用されたエネルギー経費を上記の基準で算定することとなります。（例：12月10日～1月9日までの期間の電気代の請求がきた場合、1月に使用した電気代が入っているのが1月分として算定することも出来ます。）

Q2-4	8月に創業したことから、エネルギー経費は、1ヶ月分しか計上できない。支援対象者の要件である25万円以上を12.5万円以上と読み替えて申請することは可能か。
A	読み替えることは出来ません。創業後、1ヶ月しか営業を行っていない場合は、1ヶ月間のエネルギー経費（支援対象経費）が25万円以上であることが要件となります。

Q2-5	会社で社員寮を持っており、電気代等の一部を会社が負担している。会社が負担している電気代等をエネルギー経費として計上して差し支えないか？
------	---

A	社員寮の電気代等は、特定の社員のために使用された電気代であり、会社の経費として計上していたとしてもエネルギー経費として補助対象にはなりません。
---	---

Q2-6	会社（事業所・工場等）に社員食堂を設置しており、会社の経費として計上している。会社が負担している電気代等をエネルギー経費として計上して差し支えないか？
A	会社（事業所・工場等）に併設された社員食堂の電気代、ガス代等は、会社の経費として計上している場合、エネルギー経費として補助の対象となります。

Q2-7	店舗を賃借して居酒屋を運営しているが、共益費の中に電気代等も含まれている。貸主が共益費明細を作成すれば、電気代として認めてくれるのか。
A	共益費等は、明細書等があったとしてもエネルギー経費として認めることは出来ません。

Q2-8	不動産業を営んでいるが、共用部分の電気代等は、自社が負担している。エネルギー経費として認められるのか。
A	不動産業を営む上で、必要な経費の電気代はエネルギー経費として認めることが出来ます。ただし、居住者から共益費等（共用部分の電気代含む）を受け取っている場合は、対象外とします。

Q2-9	エネルギー経費（ガソリン等）の領収書をすべて税理士に預けて確定申告をしてもらっているため、領収書を自分で保管していない。どうすればよいのか。
A	税理士から領収書を返還してもらい申請頂くこととなります。なお、別紙「エネルギー経費（月別使用額）明細書（税理士確認書）」を作成してもらい、それをもって申請頂くことも可能です。

Q2-10	エネルギー経費（電気代、ガソリン等）の領収書は、複数枚あるが、電気代の領収書2カ月分の2枚だけで500万円に達している。ガソリン代等の領収書もすべて提出しないといけないのか？
A	支給額の上限に達しているのであれば、エネルギー経費の領収書をすべて提出していただく必要はありません。

Q2-11	エネルギー経費（支援対象経費）は、市内の事業所で使用したものに限られるのか？
A	市内の事業所で使用したものに限られます。申請の際、市外の事業所における領収書が混在しないようにお気を付けください。

Q2-12	エネルギー経費（支援対象経費）のうち、事業で利用しているものと、家事で利用しているものが混在している場合は、家事按分しないといけないのか？
A	エネルギー経費（支援対象経費）は、家事按分の必要があります。税務申告を基準に、適正に申告してください。

Q2-13	収益事業と非収益事業の両方を実施している場合は、エネルギー経費（支援対象経費）は、按分しないといけないのか？
A	エネルギー経費（支援対象経費）は、按分の必要があります。家事按分欄を使用して収益事業と非収益事業に分けて申請してください。（例：収益事業が7割の場合は、家事按分欄に70%と記入）

Q2-14	令和4年1月から8月までの任意の2か月間のエネルギー経費の合計は25万円を超えていないが、8月分及び9月分のエネルギー経費の合計であれば25万円を超えている。支給対象者として認めてもらえないか。
A	支給対象者として認めることは出来ません。令和4年1月から8月までの任意の2か月間のエネルギー経費の合計しか認めることは出来ません。

Q2-15	タクシー会社を営む法人Aと法人Bが存在し、法人Bは、ガソリンや軽油等の燃料代を法人Aのカードを使用し、ガソリンスタンドに支払っている。ただし、法人Bが使用した燃料代は、法人Aが、法人Bに別途請求している。法人Bは、法人Aから発行される燃料代の領収書をもって、本支給金の申請を行うことは可能か？
A	エネルギー経費であるガソリンや軽油等の燃料代に関しては、本支給金申請者が「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」から直接購入したもののみが対象です。よって、法人Bは、法人Aから発行された燃料代の領収書をもって、申請することは出来ません。



Q2-16	A社は運送業を営んでおり、自社の敷地内にインタンクを設け、元売り業者から仕入れた燃料を自社のトラックに給油している。またB社は、A社のインタンクから自社のトラックへ燃料給油を行っており、B社が使用した燃料代は、A社に支払っている。A社は、元売り業者からの請求書・領収書をもって、支援金を請求できるか？また、B社は、A社からの請求書・領収書をもって、支援金を請求できるか？
A	ガソリンや軽油等は、「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」から購入したものがエネルギー経費として認められます。なお、ガソリンスタンドからではなく、元売り業者から購入している場合も、例外としてエネルギー経費として認めます。よって、A社は、支援金を請求することは可能です。またB社は、A社がガソリンスタンドや元売り業者でもないことから原則支援金の請求は出来ませんが、A社のインタンクが「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」で、各種法令に適合する場合は、支援金を請求することが出来ます。なお、A社がエネルギー経費を算定する場合は、元売り業者から購入した金額から、B社に販売した燃料代を差し引く必要があるとともに、インタンクに給油した額ではなく、車輛等に実際、使用した燃料代に限ります。

Q2-17	電気代・ガス代等のエネルギー経費について、下記の事例の場合は、認められるのか。 例1：使用期間がR3.12.1～R3.12.31の請求書で、2月支払いの場合 例2：使用期間がR3.12.5～R4.1.4の請求書で、2月支払いの場合 例3：使用期間がR4.8.31～R4.9.30の請求書で、10月支払いの場合
A	例1：使用期間がR3.12.1～R3.12.31の請求書で、2月支払いの場合⇒NG（理由：使用期間が1.1～8.31のいずれにも跨っていないため） 例2：使用期間がR3.12.5～R4.1.4の請求書で、2月支払いの場合⇒OK（理由：使用期間が1.1～8.31の中に跨っているため） 例3：使用期間がR4.8.31～R4.9.30の請求書で、10月支払いの場合⇒OK ※8月分として経費計上している場合に限る。（理由：使用期間が1.1～8.31の中に跨っているため）

### 3 確定申告書について

Q3-1	確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、どうすれば申請できるか。
A	確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由にガソリン代、電気代等の領収書のみでの申請は認められません。

Q3-2	確定申告書に收受印の無い場合や、e-Taxによる申告で受信通知の無い場合は、どうしたらいいのか。
A	提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することが必要です。なお、「納税証明書（その2所得金額用）」は税務署で交付を受けることが出来ます。

Q3-3	確定申告書に税理士等、税務署以外の者による受付印等が押印されている場合、税務署の收受印の代替となるか。
A	税務署の收受印以外は認められません。

Q3-4	支援金の申請をする際、会社の決算期が9月で、支援金の申請が10月の場合、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能か。
A	税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、前年の確定申告書でも可能です。

## 4 その他について

Q4-1	複数回受給することは可能か。
A	複数回の受給はできません。

Q4-2	エネルギー価格高騰緊急対策支援金は、課税の対象になるのか。
A	現時点において、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

Q4-3	創業1年未満であっても申請できますか？
A	令和4年8月31日以前に設立、開業している場合は、申請できます。開業届又は法人設立届出書等で、開業日、法人設立日等を確認します。

Q4-4	商工会・商工会議所の会員ではないが、給付対象となるか。
A	対象となり得ます。商工会・商工会議所の会員・非会員は問いません。